

台東区立中学校部活動及び地域クラブ活動指導運営業務委託(単価)公募型プロポーザル 募集要項

令和8年10月

台東区教育委員会
指導課・スポーツ振興課

本要項は、台東区立中学校部活動及び地域クラブ活動指導運営業務（単価）を行う事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により公募し、優先交渉権者の選定を行うための手続きに必要な事項を定めるものである。

1. 件名

台東区立中学校部活動及び地域クラブ活動指導運営業務委託（単価）

2. 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3. 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※なお、令和10年度以降の契約については、令和9年度の履行実績に基づき、契約継続の可否を判定することとし、事業実施期間は最長3年間とする。

4. 参考提案金額

99,448,932円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は契約時の予定額を示すものではない。

5. 募集スケジュール

項番	内容	日時または期限
1	募集要項の公表	令和8年10月2日（金）
2	質問書受付期限	令和8年10月20日（火）12時まで
3	質問に対する回答	令和8年11月20日（金）
4	提出書類の受付期限	令和8年11月30日（月）12時まで
5	一次審査（書類審査）	令和8年12月1日（火） ～12月10日（木）
6	一次審査結果通知	令和8年12月14日（月）
7	二次審査	令和9年1月7日（木）
8	二次審査結果通知	令和9年1月13日（水）

※審査の進捗状況等により、日程変更の場合あり。

6. 応募資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、各条件は、様式1「プロポーザル参加申請書」の提出日を基準日とし、プロポーザル参加申請後、事業実施までに当該参加資格を喪失したと認められる場合、本申請は提出日に遡って無効とみなす。

- (1) 台東区での競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付9台総経第170号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日付23台総経第645号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 過去1年以内に業務停止等の行政処分を受けていないこと。
- (10) 事業を遂行できる十分な資力・人材・知識・技能等を有していること。
また、過去5年の間、国公立又は私立中学校での部活動指導に関する同種の契約実績があること。

7. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加申請書提出時点から契約締結までの期間に、「6. 応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 虚偽の記載がある書類等を提出した場合
- (3) 審査の公平性を害する行為をした場合

8. 質問事項の受付

応募にあたって質問等がある場合は次に掲げるところにより質問書を提出すること。なお、その他の方法による質問は一切受け付けないものとする。

- (1) 質問の範囲
本要項に示す範囲とする。
- (2) 質問受付期限
令和8年10月20日（火）12時まで
- (3) 質問方法
様式5「質問書」に必要事項を記入し、メールにて提出すること。
なお、提出する場合は、送信未達を防ぐため、最終頁の「問合せ先」へ必ず確認の電話を入れること。

(4) メール送付先

メールアドレスについては、最終頁の「問合せ先」へ電話にて問い合わせをすること。なお、メールの件名は、「【プロポーザル質問】●●●●」とすること。(●●●●は会社名とする。)

(5) 回答方法

質問の回答は、令和8年11月20日(金)までに、質問者を非公表にして区公式ホームページ(以下、「ホームページ」という。)で掲載する。また、回答をホームページに公表することで、本要項の内容を追加し、または修正したもののみとする。なお、ホームページに公表できない内容については、メール等で回答する場合や、区として機密性の高い情報(個人情報など)や意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの等については回答しない場合がある。

(6) その他

回答の内容に疑義がある場合でも、それ以上一切の質問に回答しないものとする。

9. 応募書類の提出

(1) 応募期間

令和8年11月20日(金)から11月30日(月)12時(時間厳守)
※受付は平日午前9時から午後5時のみ(ただし、正午から午後1時を除く。)

(2) 応募方法

電話連絡の上、持参すること。

(応募書類の内容を確認した上で受領する。郵送・FAX等では、受付は行わないものとする。)

(3) 提出場所

台東区教育委員会 指導課

(住所は、最終頁「問合せ先」を参照すること)

(4) 提出書類

項番	資料	様式	部数
1	プロポーザル参加申請書	様式1	正本1部
2	事業者概要 ※1	様式2	正本1部・副本8部
3	業務実績 ※2	様式3	9部
4	企画提案書 ※1	任意	正本1部・副本8部
5	見積書 ※1※3	様式4	正本1部・副本8部

項番	資料	様式	部数
6	東京都電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加審査受付票の写し（代表者の印鑑登録書含む）※4	—	正本 1 部
7	電子ファイル	—	CD-ROM
8	商業登記簿謄本	—	正本 1 部
9	財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）※直近 3 期分	—	正本各 1 部

※1…副本には社名、ロゴマーク、copyright の表示等参加者の特定が可能となる表示を行わないこと。

※2…業務実績は A 4 版 2 ページ（両面印刷 1 枚）までとし、業務実績を証明する契約書の写し（表紙のみ）を添付すること。

※3…提案内容に係る経費を記載した「見積書」と合わせ、積算内容を記載した「内訳書」（書式は任意）を作成すること。なお、正本のみ社名を押印し、副本（内訳書含む）には参加者が特定できる情報（事業者名・社印等）を表示しないこと。

※4…台東区での競争入札参加資格を有していることの証明

（５）企画提案書の作成

- ア 企画提案者は、本募集要項及び別紙「仕様書」に従い、企画提案書を作成すること。
- イ 提案内容はすべて実現可能なものとし、根拠も含めできる限り具体的であること。なお、契約締結後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は事業者が負担すること。
- ウ 日本工業規格 A 4 判を使用し、横書きを基本とし、左側にパンチで穴を 2 箇所開け、ファイルに綴じて提出すること。
- エ 枚数に制限はないが、冗長にならないよう努めること。
- オ 区にとって有益と思われることは積極的に記載・提案すること。
- カ 作成に必要な情報（周知の情報は除く）は、守秘義務を約定した上で提供するものとし、企画提案書の作成以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

（６）応募方法

- ア 応募に係る様式はホームページ上に掲載する。参加事業者は必要に応じてダウンロードすること。
- イ 参加事業者は、提出書類を最終項「問合せ先・書類提出先」へ電話連絡の上、持参すること。なお、郵送・FAX 等による提出は不可とする。

- ウ 提出書類は、日本工業規格 A 4 判を使用し、「(4) 提出書類」の項番の順に重ねたものをパンチで左側に穴を 2 箇所開け、ファイルに綴じて提出すること。
- エ 電子ファイルのデータ形式は、Word、Excel、PowerPoint、PDF 形式とする。なお、電子ファイルは CD-ROM にて提出すること。
- オ 提出物について、提出後の差し替えや再提出は認めない。ただし、記載内容について区から確認を行う場合がある。
- カ 参加申請書提出後に辞退をする場合は、本募集要項等の資料は複製することなく削除を行うこと。
- キ 提出された資料等は、提案者の審査・選定以外に、提案者に無断で使用することはない。ただし、審査の過程において複製する場合がある。
- ク 審査の過程において、事業者に対し提出書類の修正や追加を求める場合がある。
- ケ 提出書類が定められた日時・場所に到達していない場合は無効とする。
- コ 提案書類に関し、本区から説明を求められた場合は応じること。
- サ 提案者は、適正な競争環境を阻害する行為を行ってはならない。
- シ 提案数は、参加者一団体に付き一案とする。
- ス 応募に要する費用は、提案者の負担とする。
- セ 提出された応募図書等は公表せず、返却も行わない。

(7) 企画提案書に係る情報公開

本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき情報公開の対象となる。そのため、条例第 6 条に該当する事項以外は公開する可能性があることをあらかじめ了承の上、提出すること。

10. 審査及び選定

(1) 選定委員会

本プロポーザルのために設置する選定委員会が審査を行い、契約の優先交渉順位を決定する。

(2) 選定方法

一次審査及び二次審査を経て決定する。なお、審査は非公開とする。

ア 一次審査

提出書類の審査を行い、一定の基準に達した事業者の中で評価の高い上位 3 者を二次審査対象事業者として選定する。

イ 二次審査

二次審査対象事業者に対して、プレゼンテーションと選定委員のヒアリングを実施し、優先交渉権の順位を決定する。なお、会場に入室できるのは説明員を含め 3 名以内とするが、契約締結後に統括責任者になる予定の

者は必ず参加すること。また、二次審査の際は、事業者名を表示した衣類やバッジ等、参加者が特定できるようなものを身に着けないこととし、録音や録画は一切禁止とする。

①プレゼンテーション 15分以内

プロジェクターを使用し、プレゼンテーションを行う。また、使用する資料は、原則として提出した提案書を用いることとし、提案内容の変更や新たな提案は認めない。また、当日は、投影するプロジェクター資料を印刷した紙資料9部を持参すること（資料内に社名表示を一切しないこと）。

※プロジェクター（HDMI ケーブル）及びスクリーンは区で用意するが、パソコン等の機材は参加事業者が用意すること。

②ヒアリング 10分程度

プレゼンテーション内容及び提出資料について、選定委員がヒアリングを行う。

(3) 審査基準

ア 一次審査

項番	審査内容	主な視点
1	法人の適格性	経営規模・業務実績・業務遂行能力
2	費用対効果	提案内容と見積金額は適正か。
3	業務全体に対する理解度	業務に係る広い視野とノウハウを有しているか。
4	運営・指導方針	別添「台東区立中学校部活動・新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」に基づき、部活動顧問や外部指導員と連携した活動の運営・指導方針及び参加者の満足度向上に資する具体的な内容が提案されているか。
5	情報連絡体制	参加者（保護者）・学校・区との情報連絡体制について具体的に提案されているか。
6	指導者の管理体制	・指導者の雇用・労働条件等への適切な配慮がなされているか。 ・指導者が適切な指導を行うことができるような適切な人材育成計画となっているか。 ・部活動・地域クラブ活動の運営にあたる指導者の配置計画は合理的であるか。 ・指導者に地域人材を積極的に活用する計画となっているか。
7	安全管理及び法令遵守等への取り組み	生徒の安全対策、事故防止策や緊急時の対応を適切に行うための対策、個人情報の適切な管理体制、法令遵守の取り組みが提案されているか。
8	資料調整能力	企画提案書の分かりやすさ。

イ 二次審査

項番	審査内容	主な視点
1	業務全体に対する理解度	業務に係る広い視野とノウハウを有しているか。
2	運営・指導方針	別添「台東区立中学校部活動・新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」に基づき、部活動顧問や外部指導員と連携した活動の運営・指導方針及び参加者の満足度向上に資する具体的な内容が提案されているか。
3	情報連絡体制	参加者（保護者）・学校・区との情報連絡体制が具体的に提案されているか。
4	指導者の管理体制	・指導者の雇用・労働条件等への適切な配慮がなされているか。 ・指導者が適切な指導を行うことができる人材育成計画となっているか。 ・部活動及び地域クラブ活動の運営にあたる指導者の配置計画は合理的であるか。 ・指導者に地域人材を積極的に活用する計画となっているか。
5	安全管理・法令遵守等への取り組み	・安全管理、事故防止策や危機管理体制を含む、事業の準備から実施までの運営体制が確立されているか。 ・事故発生時等の対応を適切に行うための対策が提案されているか。 ・個人情報適切に管理する体制が整えられているか。 ・法令遵守及びコンプライアンス遵守の取組が提案されているか。
6	業務に対する取り組み姿勢	事業目的を的確に把握し、熱意と意欲を持って取り組むことができるか。
7	企画提案能力	プレゼンテーション及び質問に対する回答がわかりやすく正確であるか。

ウ 優先交渉権者の選定

一次審査の点数と二次審査の点数を合計した順位で、最も高い評価を得た事業者を優先交渉権者とする。なお、合計点が同点の事業者が複数いる場合は、最高評価の項目が最も多い者を選定し、最高評価の項目が最も多い者が複数いる場合は、委員長を除く委員の多数決により決することとし、可否同数の場合は、委員長が決することとする。ただし、優先交渉権者との契約に至らなかった場合、次点の事業者が優先交渉権者となる。

(4) 審査結果

ア 一次審査

すべての参加事業者に対し、12月14日(月)に一次審査の結果を通知する。その際、一次審査を通過した事業者に対しては、二次審査の詳細等を併せて通知する。

イ 二次審査

二次審査対象者事業者に対し、令和9年1月13日(水)に二次審査の結果を通知するとともに、ホームページにて公表する。

ウ その他

審査結果に対する異議申し立ては一切できないこととし、自ら又は他の事業者に関わらず、選定経過や内容についての問い合わせに応じない。また、審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは選定しない場合がある。

11. 契約内容の協議及び契約

優先交渉権者との契約にあたっては、令和9年第1回区議会定例会における令和9年度予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

令和9年度予算が可決された場合は、選定された提案内容をもとに、細部について区と協議し、予算の範囲内で業務内容及び契約金額を決定した上で締結する。なお、協議に必要な資料については、優先交渉権者が作成する。

また、優先交渉権者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行う。

<問合せ先>

①台東区立中学校部活動指導運営業務に関すること

台東区教育委員会 指導課

◆住所 〒110-8615

東京都台東区東上野 4-5-6

台東区役所6階

◆電話 03-5246-1451(直通)

◆FAX 03-5246-1409

受付時間:午前9時から午後5時まで(土日祝日除く)

②地域クラブ活動指導運営業務に関すること

台東区教育委員会 スポーツ振興課

◆住所 〒111-8621

東京都台東区西浅草 3-25-16

台東区生涯学習センター5階

◆電話 03-5246-5853(直通)

◆FAX 03-5246-5814

受付時間:午前9時から午後5時まで(土日祝日除く)

<書類提出先>

台東区教育委員会 指導課